

## 別紙 1

### 避難行動要支援者管理システム更新業務仕様書

#### 1 事業概要

##### (1) 事業の目的

本市では、平成 21 年度に「避難行動要支援者管理システム」を導入し、避難行動要支援者管理に係る業務の効率化を図るとともに、個別避難計画の作成に努めております。

また、令和 3 年 5 月災害対策基本法の改正により、地域におけるハザードの状況や独居等の居住実態、社会的孤立の状況などを踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者について、おおむね 5 年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされました。この改正に対応するため、優先度を判断したうえで、個別避難計画の作成に取り組むため、サーバー機器並びに周辺機器やシステムの更新を行い、利便性の向上及び事務の効率化を図ることを目的とする。

##### (2) 業務名

いちき串木野市避難行動要支援者管理システム更新業務

##### (3) 納期

「避難行動要支援者管理システム」の納期は令和 5 年 3 月 20 日とする。システム更新業者は納期までに、機器設置、初期セットアップ作業、データ入力作業、操作説明、納品物提出を完了させること。また、令和 5 年 4 月 1 日を本稼動とするが、その後も関係職員に対し、必要十分な操作説明を行うこと。

##### (4) 選定方法

仕様書に基づいた企画提案書及び別紙 4「見積り仕様」に基づいた見積書、プレゼンテーション等を参考に、選定委員により総合評価で決定する。

##### (5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

##### (6) 導入方法

一括購入

#### 2 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

##### (1) 管理システムの更新

ア システム利用端末は既存のものを利用し、3ライセンスを使用するものとする。

イ 受託者は、作業に先立ち、更新のスケジュール及び更新体制を書面で提出し、市担当職員の承認を得ること。

## (2) データ移行

現行システムのCSVデータを基にデータ移行をすること。

ア 既存データの移行については、十分に注意し、効率的に確実な方法で移行作業を行うこと。

イ 移行する既存データには新たに設定する要支援者の要件定義から除外される対象者も含まれるため、初回セットアップ時に住民基本情報の取込を行い、対象要件非該当者（死亡及び転出による廃止者以外）リストの出力を行い、手上げ同意者等の台帳登録が可能であること。また、次回以降の住民基本情報取込では情報更新対象者から除外すること。

## (3) 教育・研修

受託者は、職員向けのマニュアルを作成し、基礎教育及び操作研修により、システムが円滑に運用できるように運用についての説明等の教育研修を行うこと。

また、職員の異動等により再度教育研修が必要になった際には、別途締結する保守契約の範囲内で行うこと。

## 3 納品物品等

### (1) 管理システム導入 一式

### (2) データ移行・初期登録

### (3) データ整備

## 4 本稼働時期

令和5年4月1日（土）

## 5 納入場所

いちき串木野市昭和通133番地1

まちづくり防災課、福祉課、消防署、総務課情報政策係

## 6 秘密保持

本業務の遂行中に知り得た情報については、市の了解なしに他に利用してはならない。特に個人情報等がある場合は、情報の漏洩等が無いように厳重に管理するものとする。

## 7 貸与資料等の取扱いについて

市から提供を受けた資料等については、常にその管理状況を明らかにし、汚損・亡失等事故のないように取扱いには十分注意し、本業務完了後は速やかに返納するものとする。

なお、個人情報を含むデータの庁外持出は一切認めない。

## 8 損害賠償

本業務遂行中に、第三者に与えた損害及び第三者により受けた損害については、全て受託者の責任において処理解決するものとする。

## 9 著作権について

本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、全て市に帰属する。

## 10 管理システムの基本要件

### (1) ハードウェア

新規ハードウェアについては、導入後最低5年間は十分なレスポンスが得られる構成を想定し、導入実績のある安定性、信頼性、保守性に優れた機器を提案すること。また職員にとって、操作性の優れたものを提案すること。尚、以下の構成については参考とし、稼動後著しくレスポンスが悪化する場合は、導入業者の責任負担においてハードウェアの増強等を行うこととする。

#### ① 新規導入ハードウェア

##### ◆サーバー（台数：1台）

レスポンス・費用・運用管理の面・耐障害性などから適切であると考えられる構成で設置すること。

- ・ 形状：ラック型

※現行サーバーの設置場所への入替（ラック型番 NEC8140-92）

- ・ OS：Windows Server 2019 以上とする。
- ・ CPU：インテル Xeon(3.10GHz)以上とする。
- ・ メモリ：8GB 以上とする。
- ・ HDD 容量：各 500GB 以上とする。（RAID 1 構成）
- ・ ディスプレイ：現在使用しているコンソールユニットに接続するものとする。
- ・ バックアップ装置を備え、データ破損の際にも迅速に復旧できるようにすること。
- ・ 保証：5年間当日訪問修理
- ・ 無停電電源装置を備えること。（5年保守付帯）

#### ② 既存ハードウェア

##### ◆パソコン（台数：3台）

- ・ 形状：ノート型
- ・ OS：Windows 10 Pro (64bit)
- ・ CPU：インテル Core-i5
- ・ メモリ：4GB

## (2) ネットワーク

各部署間の通信は既存のネットワーク回線を利用し、ネットワーク設定及びシステム設定は市担当職員と協議のうえ導入業者が実施すること。また、スイッチングハブについては既存のものを利用し、LAN ケーブルについては導入業者で準備するものとする。

## (3) ソフトウェア

### ◆安定性及び操作性

ア 安定的な稼動を行うため、導入実績のある安定性、信頼性に優れたソフトウェアであること。

イ 操作において、特別な知識を持たない職員にとっても使いやすいように、画面構成や入力操作の共通性及び検索機能の充実した操作性の優れたシステムであること。

ウ データの一元管理を基本とし、LAN 環境でネットワーク運用が可能なシステムであること。

### ◆システム性能

平常時における避難行動要支援者の登録や管理、また、災害時の安否確認状況を管理把握できること。

※ 地図データはゼンリン社の電子住宅地図「Z-Map TownⅡ」を採用すること。

※ 詳細は別紙2「避難行動要支援者管理システム機能要件一覧表」

### ◆住民基本情報その他関連情報との連携

定期的に住民基本情報、介護情報、障がい情報など関連する情報を CSV 形式で取込み、要支援者台帳を更新することができること。

## (4) 安全対策

### ◆アクセス権の設定

ア 職員の認証はユーザ ID およびパスワードの組み合わせ、もしくは同等以上の仕組みによって実施すること。

イ 職員権限の設定により、権限を付与された職員が与えられた範囲のみ操作できるように、不正なアクセス等からデータ保護を図ること。

ウ 安易に第三者が情報の閲覧や印刷などができないようなセキュリティの確保をすること。また、通常業務においてもクライアントパソコンごとに過去の検索結果やデータ閲覧などの履歴が常時表示されること。

エ パスワードを定期的に変更できる仕組みをつくること。

## (5) 障害対策

ア システムに異常が発生した時、システムの完全停止を極力防ぐような対策を講じること。また、障害発生時には、障害発生前のデータに修復できる対策を講じること。

イ システムダウン時に早期復旧が図れるシステム環境を整備するとともに、システム復旧に向けた支援体制がとれること。

## 11 機能要件

以下の機能要件を充足するものとする。

- (1) 本システムを更新するにあたり有効であると想定し、市が求める必須要件は別紙 2「避難行動要支援者管理システム機能要件一覧表」のとおりとする。この機能要件一覧は、全て評価項目である。また、可否の欄に説明するしるしを記入の上必ず添付すること。

パッケージで対応しているもの＝「◎」、カスタマイズで対応するもの＝「○」、対応不可のもの＝「×」

## 12 運用保守

令和 5 年度以降の運用保守業務については、下記のとおりとする。

### (1) 保守内容

ア システムが円滑に運用できるよう、市に対して操作研修を遠隔による方法又は直接による方法で行うこと。また、職員の異動等により再度教育研修が必要になった際には、別途締結する保守契約の範囲内で行うこと。

イ システム運用時及び終了時に、原課より求められた際には、システムが利用するデータベースからその一部または全部を CSV 形式で抽出を行い、原課に提供すること。また、その費用は保守の範囲内で行うこと。

ウ 住民基本情報やその他連携データを取り込む際、市担当職員の要求があった場合は、立ち合いを行う等、市職員の支援を行うこと。

エ 年 2 回、又は市担当職員の要求があった場合は市に訪問し、システム稼働状況及びデータバックアップ状況を確認し、市担当職員に報告すること。

オ システム操作マニュアル及びシステム運用マニュアルを提供すること。また、運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を適宜行うこと。

カ ソフトウェアの変更（帳票様式変更やプログラムの小修正）は、双方協議のうえ、軽微な変更と判断された場合は、保守業務の中で対応すること。

キ ゼンリン社の電子住宅地図の更新を行う場合、別途締結する保守の範囲内で地図データのアップデートを行うこと。

### (2) 保守体制

ア システムの運用やトラブル発生時の対応について、受託者は、システムが安定的に稼働できる保守体制を構築し、ハードウェア、ミドルウェア等を含めたトータルでの保守を行うこと。

イ 導入するパッケージシステム、ハードウェア、ミドルウェア等に対して、保守要員として配置する者は、システム、本業務の制度、ハードウェア等に対して精通した者であること。

### 13 その他

#### (1) 提案について

本仕様・システム機能要件以外に、追加機能や拡張性など、より有用な内容があれば提案すること。

#### (2) プロジェクト管理

適切な進捗を行うため、更新プロジェクト管理を行うこと。

なお、管理上必要なドキュメントも随時作成すること。